よくある質問・問い合わせ(Q & A)

- Q 1. 個人の場合、「営業所の名称」はどのようにしたらいいでしょうか。
- A 1. 特筆して付けたい名称がない場合は「本店」と記入して下さい。
- Q2. 自動車車庫の広さはどれくらい必要でしょうか。
- A2. 軽(普通) 1両当たり、「8mg」以上の広さが必要です。

(車両の「幅+50cm」×「長さ+50cm」×車両数=必要面積)

※参考 坪面積:1坪=3.30579㎡ 骨面積:1骨=1.82405㎡

- Q3. 運賃および料金について、どのような運賃および料金を設定したらいいでしょうか。
- A3. 運賃および料金の「種類」、「額」、「適用方法」について、利用者に対し不当となるおそれがないもの を設定していただければかまいません。
- Q4.一時的に車両がなくなる場合はどのような手続きが必要でしょうか。
- A4.車両数が「0両」となる場合は「廃止届出」を提出する必要があります。

その後、車両を導入し、事業を始める場合は「経営届出」を提出して下さい。

- ※貨物軽自動車運送事業には、制度上「事業の休止」はありません。
- 一旦、事業を辞める場合は、事業の「廃止届出」を提出し、再開する際に、改めて「経営届出」を提出して下さい。
- Q5.事業用自動車(黒ナンバーの軽自動車)を他人に譲る際にはどのような手続きが必要でしょうか。
- A5.車両を譲っても他に事業用自動車を保有しており、継続して軽貨物運送事業を行う場合は、「経営変更等届出」 を提出し、「減車」手続きを行って下さい。

車両を他人へ譲った結果、保有する事業用自動車が存在しなくなる場合は、「経営変更等届出」を提出し、 事業の「廃止」手続きを行って下さい。

また、車両を譲り受けた者が軽貨物運送事業を行う場合、

- ①その者が軽貨物運送事業者ではない → その者が「経営届出」を提出する必要があります。 ②その者が軽貨物運送事業者である → その者が「経営変更等届出」を提出し、「増車」手続きをする必要 があります。
- Q6.車両の入れ替えについて、「増減車」の手続きと「代替」の手続きはどのように違いがあるのでしょうか。
- A 6. 「増減車」は「増車」および「減車」を1つの届出で行うものであり、届出事項に該当します。手続きの際に は、「経営変更等届出書」と、車両ごとに「事業用自動車等連絡書」を作成し、管轄運輸支局に提出する必要 があります。

※輸送・監査部門(企画輸送部門)の確認印が押印された「事業用自動車等連絡書」は、各車両ごとに発行 されます。

「代替」は、同じ種別の車両を同時に入れ替える手続きです。「経営変更等届出書」の提出は不要ですが、 手続きの際には、「事業用自動車等連絡書」を作成し、管轄運輸支局に提出し、輸送・監査部門(企画輸送 部門)の確認を受ける必要があります。

※輸送・監査部門(企画輸送部門)の確認印が押印された「事業用自動車等連絡書」は、「増減車」と異な り、1部しか発行されません。そのため、管轄の軽自動車検査協会において車両の登録手続きを行う際に は、注意してください(先に黒ナンバーから黄色ナンバーへ変更する登録手続きを行ってしまい、

黒ナンバー登録手続きの際に「事業用自動車等連絡書」が手元にないという事態になることがあります)。

Q7. 使用する車両数が一定の数以上になる場合は、何か手続きが必要でしょうか。

A7 - 1.

営業所毎に使用する事業用自動車が10両以上となる場合は、「整備管理者」を選任する必要があります。管轄の各運輸支局 整備部門へ整備管理者選任届出を提出しなければなりません。この整備管理者には、 資格要件があるため、詳細につきましては管轄の運輸支局 整備部門までお問い合わせ下さい。

A7-2.

営業所毎に使用する事業用自動車が5両以上となる場合は、「安全運転管理者」を選任する必要があります。管轄の県公安委員会に届け出なければなりません。この安全運転管理者には、資格要件があるため、 詳細につきましては管轄の県警又は警察署までお問い合わせ下さい。